

## 補足給付の特例減額措置(概要)

- 本人又は世帯員（同一世帯に属していない配偶者を含む。）が市町村民税を課税されている第4段階の方であっても、以下の全ての要件に該当する方については、市町村に申請することで、特例的に補足給付が支給されます。

## 特例減額措置の要件（すべてを満たすことが必要）

- ①その属する世帯の構成員の数が2以上（同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算）
- ②介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担（1割（2割）の利用者負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下
  - ・世帯：施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
  - ・収入：公的年金等の収入金額＋合計所得金額
- ④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下（預貯金等には有価証券、債権等も含まれる）
- ⑤世帯がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥介護保険料を滞納していない

別紙2

特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書（参考）

介護保険法施行規則第83条の6（第172条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり申告をします。

1 申請者と同一の世帯に属する者（又は属するとみなされる者（※））及びその配偶者

氏名(フリガナ)	申請者との関係	性別	生年月日	住所・電話番号
		男女	年 月 日	〒 ( ) -
		男女	年 月 日	〒 ( ) -
		男女	年 月 日	〒 ( ) -
		男女	年 月 日	〒 ( ) -

※ 申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合において、それ以前に同世帯であった世帯に属する者をいいます。

2 申請者と上記世帯員及びその配偶者に係る資産の状況

(1) 不動産

土地	(1) 宅地	有無	延面積	所有者氏名	所在地	備考
					〒	
建物	(2) 田畑 その他	有無			〒	
	(1) 居住用の持家	有無			〒	
	(2) その他	有無			〒	

(2) 現金及び預貯金等

現金		円			
預貯金	預貯金先	口座番号		口座名義	預貯金額
					円
					円
有価証券	有	種類	額面		評価概算額
	無		円		円

(3) その他の資産

		使用状況	所有者氏名	車種等	評価概算額
自動車	有 無	使用 未使用			円
貴金属	有 無	品名			円
その他 高価なもの	有 無				

上記のとおり、相違ありません。

八幡浜市長 様

平成 年 月 日

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
(配偶者) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
(世帯員) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

注意事項

- (1) 所有する資産については、下記に従って記入してください。
  - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - ② 不動産の表の備考には、不動産の種類、使用目的等を記入してください。
  - ③ 評価概算額については、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- (2) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (3) 添付書類
  - ① 入所し、又は入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
  - ② 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
  - ③ 預貯金通帳の写し
- (4) 不実の申告をして不正に認定を受けた場合、刑法の規定によって処罰されることがあります。